

北陸地域の「日本風景街道」登録のための募集要領

1. はじめに

近年、我が国では、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、道を舞台としたイベントや地域振興等の取組み、地域住民との協働による地域にあった管理を行うといった活動が活発化する等、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うといった動きが全国各地で広がっています。

また、これまで人や物資の移動のために使われてきた道路から、美しい風景の中でゆったりと走れる道路への転換を求める等、道に対するニーズも多様化しています。

これらの動きを受け、平成 17 年 12 月、奥田碩日本経団連会長（現日本経団連名誉会長）をはじめとする有識者の方々からなる日本風景街道戦略会議が設立され、委員の方々による度重なる議論、全国 40 箇所へののぼる地域への視察を通じ、平成 19 年 4 月に「日本風景街道の実現に向けて」が国土交通大臣に提言されました。

国土交通省では、本提言を受け各地域に協議会を設置し、日本風景街道の理念に賛同し活動する地域又はルートを『風景街道』として登録し、活動の支援をしていくこととなりました。

この日本風景街道の理念・目的に賛同し活動をしている又はこれから活動するルート・地域を募集します。

2. 日本風景街道のねらい

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することを目指しています。

3. 登録

日本風景街道に登録をするためには、「北陸 風景街道協議会」に申請する必要があります。なお、申請についての要領は以下のとおりです。

4. 申請主体

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能です。

ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」※が申請主体となる必要があります。

※「風景街道パートナーシップ」とは

風景街道ルート毎に設置され、活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村などの地方公共団体等の「活動に応じて必要な組織」と「道路の管理者」で構成される組織のことです。

なお、「道路の管理者」には、「中心となる道路」の道路管理者が構成員として必要です。

注）「中心となる道路」とは、風景街道の骨格をなす道路であり、必ずしも道路法上の道路である必要はありません。ただし、「中心となる道路」が道路法上の道路でない場合、交差する道路の道路管理者となります。

5. 登録条件

風景街道を登録するためには以下に示す条件を満たす必要があります。

- ① 「風景街道パートナーシップ」を組織していること。
- ② 景観、自然、歴史、文化、体験・交流及び施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。なお、地域資源とは別表2に掲げたものとする。
- ③ 日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
- ④ 申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。なお、「中心となる道路」とは、「風景街道」の骨格となりうる道路等をいう。
- ⑤ 「風景街道パートナーシップ」の構成員に、暴力団その他の反社会的活動を行う団体が含まれていないこと。
- ⑥ 「風景街道パートナーシップ」は、特定の政治的または宗教的信条に基づく活動を行わないこと。

6. 申請先及び問い合わせ先

申請は、申請書類1部を下記申請先に郵送にてご提出下さい。

また、風景街道の登録申請に関する問い合わせ、日本風景街道に係わる活動に関する問い合わせにつきましても下記に、電話・FAX・e-mail でお問い合わせ下さい。

記

北陸 風景街道協議会 事務局

住所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

担当：北陸地方整備局 地域道路課 調査係

TEL：025-370-6742

FAX：025-280-8917

E-mail：hrr-244001@mlit.go.jp

お問い合わせ受付時間：平日 9：00～17：00

※各地域ごとにも相談窓口があります。

県	対象地域	地域の相談窓口	連絡先
新潟県	新潟市、新発田市、阿賀野市、五泉市、聖籠町、阿賀町、田上町、加茂市、三条市、燕市、弥彦村、佐渡市	新潟国道事務所 調査課	TEL:025-244-2159 FAX:025-246-7763
	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、湯沢町、南魚沼市、津南町、出雲崎町、刈羽村	長岡国道事務所 計画課	TEL:0258-36-4551 FAX:0258-34-3186
	村上市、胎内市、関川村、粟島浦村	羽越河川国道事務所 工務第二課	TEL:0254-62-3211 FAX:0254-62-6039
	上越市、糸魚川市、妙高市	高田河川国道事務所 調査第二課	TEL:025-523-3136 FAX:025-524-5265
富山県	富山県全域	富山河川国道事務所 計画課	TEL:076-443-4701 FAX:076-443-4718
石川県	石川県全域	金沢河川国道事務所 計画課	TEL:076-264-8800 FAX:076-233-9631

7. 申請書類

添付資料の別表 1、別添 1、2 に従い、下記内容について記入して下さい。この他添付資料があれば併せて提出してください。なお、各項目の欄を自由に拡げて構いません。

①風景街道の名称

②中心となる道路の名称及び道路管理者

中心となる道路が道路法上の道路でない場合は、中心となる道路と交差する道路の道路管理者でも可

③風景街道の範囲

風景街道として登録するエリアを示し、中心となる道路が明記された図面を添付

④風景街道内の地域資源

風景街道として登録するエリア内に点在する地域資源の概要や特徴等を記載

⑤風景街道パートナーシップの名称

⑥代表者名

⑦代表者所属組織名

代表者の所属組織名と部署名を記載

⑧代表者連絡先

代表者連絡先には、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレスを記載

⑨事務局担当者名

⑩事務局の所在地

⑪事務局連絡先

事務局連絡先には、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレスを記載

⑫風景街道パートナーシップを構成する組織

風景街道パートナーシップ参加する活動団体や個人、道路管理者を記載

⑬活動目的及び活動内容

活動目的は、風景街道の活動を通じ、目指すべき目標像や方向性等記載

活動内容は、申請した風景街道に対して、風景街道パートナーシップが実施したいと考える活動内容を記載。

⑭風景街道パートナーシップに含まれる組織・団体等のこれまでの活動実績

⑮今後の活動スケジュールと資金計画

8. 結果の通知

風景街道の登録申請結果は、登録条件を満たしていることを確認したうえで風景街道パートナーシップに登録の可否を通知します。

9. 登録の取消し

「北陸 風景街道協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができます。

10. 登録内容の変更

風景街道パートナーシップは、登録後、登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登録している北陸 風景街道協議会に、変更内容を別表 1 に記載の上、届ける必要があります。

11. 活動報告

風景街道パートナーシップは、毎年、以下に示す内容について、「北陸 風景街道交流会議」の場を通じて、「北陸 風景街道協議会」に報告して下さい。

- ①年度内の活動実績
- ②活動を推進する上での課題 等

12. 活動支援

登録された風景街道は、必要に応じ、参考 2 に示すような活動支援を受けることができます。

ただし、活動支援は、風景街道パートナーシップが「北陸 風景街道協議会」に要請し、協議会が支援の必要性があると判断した場合にのみ実施されます。

13. その他

日本風景街道に関する情報は下記ホームページで閲覧できます。

【日本風景街道 HP】URL : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/>

【北陸 風景街道 HP】URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hokuriku-fukeikaidou/index.html>

※申請書の様式等は、北陸 風景街道HPよりダウンロードできます。

■地域資源（例）

1) 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

2) 自然資源

世界遺産、ラムサール条約湿地、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

3) 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

4) 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

5) 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

6) 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

■活動支援（例）

①人的支援

- ・風景街道パートナーシップの運営
- ・勉強会、研修会、ワークショップの開催
- ・現況調査・資源発掘調査などの自己点検活動 等

②制度的支援

- ・本国会で改正された道路法の活用
- ・景観法の積極的な活用 等

③多様な主体による協働の取組みを通しての支援

ア 施設整備

- ・無電柱化の重点的な推進
- ・植栽の整備、道路清掃活動、路側・路肩の整備、ガードレールの見直し、案内看板の整備、ポケットパークの整備、ビューポイントの整備、「とるば」の設置・情報提供等

イ 情報発信

- ・観光に寄与する情報発信
- ・ガイドマップ、ガイドブック、パンフレット、HP等による地元広報・PR活動
- ・ボランティアガイド・語り部等の育成 等

ウ その他

- ・屋外広告物の整序・取り締まり
- ・公物の景観管理
- ・地域資源の保存
- ・後継者づくり等の人材の育成
- ・各々の「風景街道」間の情報交換、連携の調整 等

<添付資料>

「風景街道」登録申請書

(別表 1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

北陸 風景街道協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

登録番号※1	一第 号	登録年月日	年 月 日
風景街道の名称			
中心となる道路の名称 及び道路管理者	名称 【 道路管理者 【		
風景街道の範囲※2			
風景街道内の地域資源			
風景街道パートナーシップの名称			
代表者氏名			
代表者所属組織名	所属組織名 【 部署名 【		
代表者連絡先	TEL : FAX : E-mail :		
事務局担当者名			
事務局の所在地			
事務局連絡先	TEL : FAX : E-mail :		
風景街道パートナーシップを 構成する組織※3	【道路管理者以外の組織及び個人】	【道路管理者】	
活動目的及び活動内容			

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表名を記入すること。

＜別添1：風景街道パートナーシップに含まれる組織・団体等のこれまでの活動実績＞

組織・団体名	
これまでの活動実績	
組織・団体名	
これまでの活動実績	
組織・団体名	
これまでの活動実績	
組織・団体名	
これまでの活動実績	

※1 ページに記入する組織・団体及び活動実績の数はいくつでも構いません。
※必要な場合はページを追加して下さい。

<別添２：今後の活動スケジュールと資金計画>

スケジュール

	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度
事業内容					

資金計画

--